



トピックス 平成16年度富山県消費生活センター相談の概要 P2~P3

発行 / 富山県生活文化課・富山県消費生活センター

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>

## くらしの 相談窓口から

### 中途解約できないといわれた

### 家庭教師契約の教材



相

談

中学1年生の家庭教師契約で、学習に絶対必要だといわれ3年間分の教材も一括購入した。

10日後に解約を申し出たが、家庭教師をやめても、教材は推奨品だから中途解約できないといわれた。本当なのか。また、推奨品とはどういう意味なのか。

回

答

新学期が始まると、子供の家庭教師や学習塾などの勧誘をよく受けます。サービスの提供期間が2ヶ月を超え、金額が5万円を超える、家庭教師の契約は、特定商取引法の特定継続的役務提供取引の適用があります。契約日から8日以内のクーリング・オフ（法律で決められた一定期間よく考える時間を与え、必要ないと考えた場合、契約の解除を認める制度）期間を過ぎても、理由の如何によらず中途解約が可能です。その際は、内容証明郵便で中途解約をする旨を申し出ます。解約料の上限については、別に法律で定められています。

また、教材の解約については、関連商品（\*1）かどうかが問題になります。

教材を購入しないとサービスの提供を受け

られないとか、絶対必要などと説明された場合は、たとえ、契約書面に記載がない場合や推奨品（\*2）と記載されていても、関連商品と考えられ、中途解約ができます。教材が未使用であれば、全額返してもらうことができます。

このような長期な契約は、高額でトラブルが起きがちなので、経済面や子供が継続して学習できるかなど、よく考えて契約する必要があります。

（\*1）関連商品... その商品を購入しないと役務の提供を受けられないものを関連商品といい、中途解約ができます。（政令で指定されており、家庭教師の場合、教材を含む書籍、カセットテープ、FAXなど）

（\*2）推奨品..... その商品を並行して使用しなくても、サービス利用の効果が得られる場合や、その商品を使用する必要がないものを推奨品といい、中途解約できません。

### 融資保証金詐欺に注意！

借金返済で困っている人をターゲットにした融資保証金詐欺（振り込め詐欺の一種）が増えています。

ダイレクトメール、電話などで「無担保」「ブラックOK」などの甘い言葉で勧誘します。融資を申し込むと「保証金」「保険料」などの名目で融資する前に振込を請求します。これらを振り込んででも目的の融資は受けられません。（その後相手と連絡不能になります。）うまい話には乗らない（業者には連絡しない）、自分の銀行口座や連絡先など個人情報を漏らさないことが対処法として大切です。

# 平成16年度富山県消費生活センター相談の概要

平成16年度に寄せられた相談件数は前年度の18,955件に比べ15.9%増加し21,964件となり、過去最高となりました。

消費生活相談20,313件（対前年度比123%）、金融相談1,651件（対前年度比66%）で、年齢別にみると、20歳未満の相談が30%増、40歳代と50歳代の相談は50%増となりました。特に、携帯電話の有料サイト料金を不当請求されたという相談や、身に覚えのない架空請求のはがきが届いたという振り込み詐欺の相談が全体の約65%と半数を超える高い値となりました。

## 消費生活相談

### 商品に関する相談状況

- 1位 教養娯楽品（資格取得用教材、補習用教材、送りつけ商法等による単行本や紳士録の相談）
- 2位 住居品（点検商法等によって契約した布団類や実演商法等によって契約した浄水器の相談）

### 役務(サービス)及び役務関連相談状況

- 役務** 1位 運輸・通信サービス（郵便による有料サイトの架空請求や携帯電話やパソコンによるアダルトサイト料の不当請求などの相談）
- 2位 金融・保険サービス（住宅ローンなどの融資サービスや生命保険の契約・解約に関する相談）
- 3位 教養・娯楽サービス（資格講座の二次被害の相談や当選商法による外国宝くじの信用性についての相談）
- 役務関連** 1位 レンタル・リース賃貸（賃貸マンション等の退去時の高額な修繕料の相談）
- 2位 工事・建築・加工（新築、増改築住宅の瑕疵や価格に関する相談、点検商法等による高額な屋根工事や外壁工事の相談）

### 若者の被害

携帯電話やパソコン使用の低年齢化により、着信メールやアダルトサイトを開いたところ、高額な登録料を請求されたという不当請求の相談が多く寄せられました。また、アポイントメントセールスによる高額なアクセサリーの契約の相談やマルチ商法による健康食品などの販売員になったがうまくいかず解約したいという相談もありました。

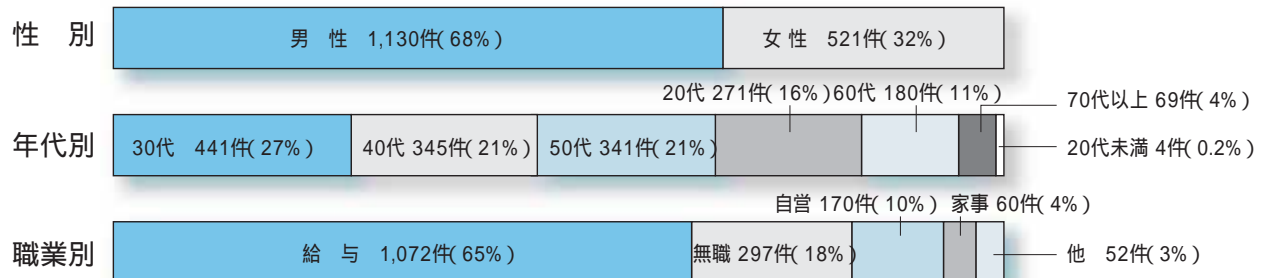
### 高齢者の被害

契約者が60歳以上の相談は全体で14.6%を占め、高齢者宅を狙った販売が目立ちました。訪問販売による相談が多く、特に、点検商法による布団類や屋根等工事、床下換気扇や乾燥剤の解約の相談が多くありました。また、無店舗販売による相談も多く、特にSF商法（催眠商法）では健康に対する効能、効果をうたい健康食品や医療用具を次々と契約させられたという相談も多く寄せられました。

# 消費者金融相談

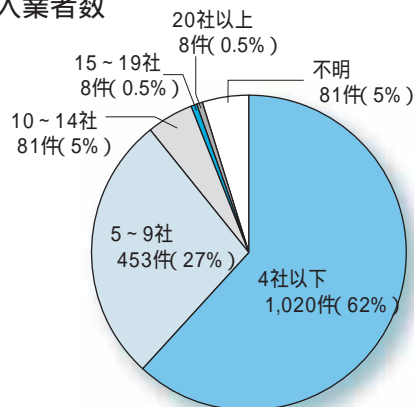
一方、消費者金融に関する相談件数は、1,651件であり、前年度に比べ854件(34%)減少しています。ヤミ金融による不当請求の減少が主な要因です。

## 債務者特性

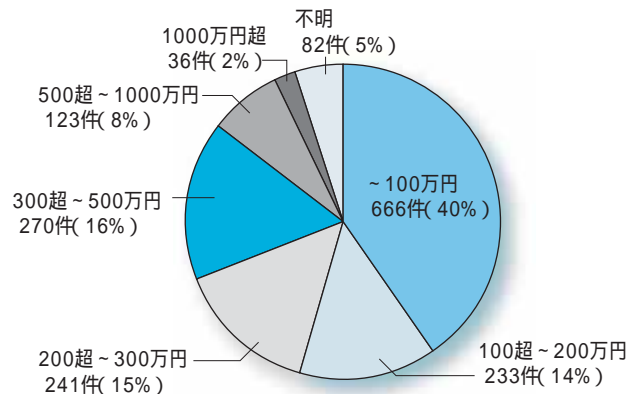


## 負債状況

借入業者数



借入金額



## 相談内容

負債の「整理方法」に関する相談が最も多く744件、次に高金利業者への苦情などに関する相談が539件、保証人や債務者の家族に対する責任などの「法的知識」に関する相談が179件となっています。

## 借入金の使途

「生活費」が656件、「遊興費」が357件、「事業資金」が136件、「名義貸し」が90件、「ギャンブル」が55件、「保証人」が37件、「その他、不明」が320件となっています。

## 参考

### 多重債務

借金の返済のため別の業者から借金を重ねるといった自転車操業を繰り返し、ついには返済できなくなる状態を言う。

#### 多重債務に陥らないためには

- ・融資を申し込むとき、本当に今必要なのかよく考える。
- ・クレジットカードや消費者金融を利用するときは、金利計算を必ず行う。
- ・返済できる計画が立たないお金は借りない。(一般的に元金の返済額が可処分所得の20%を超えると無理が生じやすいといわれている。)
- ・長期間の返済の契約は、慎重に行う。(現在の自分の返済資力が将来も続くとは限らない。)
- ・クレジットカードなどは人に貸さない。
- ・人に頼まれても安易に連帯保証人を引き受けない。
- ・返済のための借り入れはしないのが鉄則。

# アレルギー表示にバナナが追加



「アレルギー物質を含む表示について」(平成16年12月24日食安発第1224002号)により、可能な限り表示する食品として、バナナが追加されました。

## <アレルギー表示>

- 1 特にアレルギーを起こしやすいとされる食品のうち、発症数、重篤度から考えて表示が義務化されている5品目
  - 卵、乳、小麦 症例数が多いもの
  - そば、落花生 症状が重篤で、生命に関わるため特に留意が必要なもの
- 2 可能な限り表示することが推奨されている20品目
  - あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、鮭、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、桃、やまいも、りんご、ゼラチン

なお、これらの食品については、今後もアレルギー表示の実態調査の報告などに基づいて、見直しが行われます。

問合せ先 富山県食品生活衛生課食品乳肉係  
TEL 076-444-9086

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

(括弧内は内線)

富山市消費生活センター..... 076-443-2047	高岡市市民協働課..... 0766-20-1522
富山市新桜町7番38号(富山市役所本庁舎内)	高岡市広小路7番50号
大沢野総合行政センター... 076-467-5810	福 岡 町..... 0766-64-5333(1334)
大山総合行政センター..... 076-483-1212	氷 見 市..... 0766-74-8010
八尾総合行政センター..... 076-454-3114	新 湊 市..... 0766-82-8236
婦中総合行政センター..... 076-465-2115	小 杉 町..... 0766-56-1511(1208)
山田総合行政センター..... 076-457-2113	大 門 町..... 0766-52-6961
細入総合行政センター..... 076-485-9001	下 村..... 0766-59-2101
魚 津 市..... 0765-23-1003	大 島 町..... 0766-52-0065(205)
滑 川 市..... 076-475-2111(323)	小 矢 部 市..... 0766-67-1760(424)
黒 部 市..... 0765-54-2111(163)	南 砺 市..... 0763-23-2008
宇奈月町..... 0765-65-0211(244)	福野行政センター..... 0763-22-1101
舟 橋 村..... 076-464-1121(21)	井波行政センター..... 0763-82-1181
上 市 町..... 076-472-1111(140)	城端行政センター..... 0763-62-1213
立 山 町..... 076-463-1121(261)	福光行政センター..... 0763-52-1571
入 善 町..... 0765-72-1100(134)	平行政センター..... 0763-66-2132
朝 日 町..... 0765-83-1100(152)	上平行政センター..... 0763-67-3212
砺 波 市..... 0763-33-1111	利賀行政センター..... 0763-68-2112
庄川支所..... 0763-82-1902	井口行政センター..... 0763-64-2212

### 富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)  
消費生活相談 (076)432-9233  
消費者金融相談 (076)433-3252  
URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時  
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

### 富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)  
消費生活相談、消費者金融相談  
(0766)25-2777

### 富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けてます。  
(076)432-5690 午前9時～午後4時